大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員会規程

平成 1 6 年 4 月 1 日 自機規程第 1 号

(目的)

第1条 この規程は,大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則 (平成16年通則第1号)第8条第2項の規定に基づき,国立大学法人法(平成15年法律第112号)第25条第2項に定めるもののほか,大学共同利 用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)の役員会の組織運営 等について定めることを目的とする。

(構成)

- 第2条 役員会は,機構長及び理事で構成する。
- 2 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

- 第3条 役員会の議長は,機構長とする。
- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した理事がこれに当たる。 (招集)
- 第4条 役員会は,議長が招集する。
- 2 前項に定める場合のほか、役員会は、理事の求めに応じ、招集することができる。

(開催)

- 第5条 役員会は,原則として毎月1回開催するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか,役員会は臨時に開催することができる。

(職員の出席)

- 第6条 役員会には、副機構長及び事務局長は陪席することができる。
- 2 議長は、必要があると認めた場合には職員を会議に出席させ、説明させることができる。

(議事)

- 第7条 役員会は,構成員の過半数の出席がなければ,議事を開き議決することができない。
- 2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 役員会の庶務は,事務局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員会の議事の手続その他運営に関し 必要な事項は、役員会の議を経て機構長が定める。

附 則

この規程は,平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は,平成18年4月1日から施行する。